熊本市自殺対策連絡協議会設置要綱

制定　平成２２年　２月２２日健康福祉局長決裁
改正　平成２５年　１月　７日健康福祉子ども局長決裁
改正　平成２５年　８月２９日障がい保健福祉課長決裁
改正　平成２８年　４月　１日障がい保健福祉課長決裁
改正　平成２９年　９月２６日障がい保健福祉課長決裁
改正　平成３０年　４月　９日健康福祉局長決裁

（設置）
第１条　本市における自殺者数の減少を図るため、市内の関係機関・団体が連携し、自殺対策を総合的に推進することを目的として、熊本市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　協議会は、次の事項について協議する。
⑴　本市の自殺対策について必要な情報交換に関すること。
⑵　自殺対策に関する施策等の検討と評価に関すること。
⑶　前２号に掲げるもののほか、自殺対策に関すること。
（構成）
第３条　協議会は、別表１に掲げる関係機関からの推薦委員をもって構成する。
（任期）
第４条　委員の任期は、原則として２年とする。
２　任期中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長及び副会長を置く。
２　会長は、委員の互選により選出する。
３　副会長は、委員のうちから会長が指名する。
４　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
（会議）
第６条　協議会は、会長が招集する。
２　協議会が必要があると認めるときは、協議会の構成機関以外の者を出席させることができる。
（庶務）
第７条　協議会の庶務は、健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課において行う。
（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２２年２月２２日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年１月７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年８月２９日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年４月９日から施行する。

別表１（第３条関係）

熊本市自殺対策連絡協議会関係機関	
1	公益社団法人熊本県精神保健福祉協会（熊本こころの電話）
2	一般社団法人熊本市医師会
3	公益社団法人熊本県精神科協会
4	熊本県精神保健福祉センター
5	独立行政法人国立病院機構　熊本医療センター
6	国立大学法人熊本大学教育学部
7	熊本県熊本地域産業保健センター
8	熊本労働基準監督署安全衛生課
9	熊本中央警察署
10	熊本南警察署
11	熊本東警察署
12	熊本北合志警察署
13	熊本県弁護士会
14	社会福祉法人熊本いのちの電話
15	熊本県臨床心理士会
16	学校法人熊本学園　熊本学園大学
17	熊本市民生委員児童委員協議会
18	株式会社熊本日日新聞社